

別 紙

袋井市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条―第10条）

第4章 議会と市長等との関係（第11条―第13条）

第5章 議員間討議（第14条）

第6章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第15条―第17条）

第7章 議会事務局の体制整備等（第18条・第19条）

第8章 最高規範性及び条例の見直し手続（第20条・第21条）

第9章 雑則（第22条）

附則

袋井市議会（以下「議会」という。）は、市民から選挙で選ばれた袋井市議会議員（以下「議員」という。）で構成され、袋井市長との二元代表制の下、議事機関としての機能をはじめ、袋井市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）が行う市政執行に関する監視及び評価並びに政策提言の責務を担っている。また、市長等とは独立・対等な立場で緊張関係を保ちつつも、相互に協力して市民の意思を市政に反映する役割を担っている。

近年では、国から地方への権限移行が進み、地方自治体の自己決定と自己責任の原則は重みを増し、議会の役割と責任の度合いも大きくなってきている。

したがって、議会は、二元代表制の本旨を再認識し、市民の負託に応えなければならない。すなわち、議会は、市民の多様な意思を代表できるという合議機関としての特性を最大限に発揮するため、公平・公正・透明な議会運営、開かれた議会及び積極的な市民参加を推進し、市民への説明責任と対話を重ねなければならない。

また、議会は、市民の意見を大切にしながら議員同士が自由闊達^{かつ}に議論を戦わせ、論点及び課題を明確にし、意見を集約していくことが必要である。そして、常に市民主権の立

場で政策を決定していくとともに、市長等への政策提言及び政策立案を積極的に行わなければならない。

このような認識の下、議会は、これまでの議会改革の取組をより一層進めるとともに、市民全体の福祉の向上に努め、もって「日本一健康文化都市」の実現に向け、不断の努力を重ねることを決意するものである。

よって、議会は、ここに議会及び議員の活動原則と責務に関する基本的事項を明らかにした議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動の原則、市民及び市長等との関係等を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市民に対して、情報を積極的に発信すること。
- (4) 市民にとって分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
- (5) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

2 議会は、市の政策等の水準を高めるため、政策立案機能の強化に努め、条例の制定、議案の修正、決議その他の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

(委員会の運営原則)

第3条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。

- 2 委員会は、その意思決定に当たり、市民の多様な意見を基に、委員間の自由な討議を行うものとする。
- 3 委員会は、市民及び各種団体との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見

交換会等を行うよう努めるものとする。

- 4 委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努めるとともに、責任をもって、委員長報告の作成及び質疑に対する答弁を行うものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽^{さん}により、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表の立場にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(議会、議員研修の充実及び強化)

第5条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に関する能力の向上を図るため、学識経験を有する者、市民等を招き、議員研修会を積極的に開催する等、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の先進事例等を調査研究するよう努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案及び政策提言に関し調査研究を行うものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に際して、相互に調整を図り合意形成に努めるものとする。
- 4 議会は、会派間の公平性の確保と、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮するものとする。

(政務活動費)

第7条 会派は、政策立案及び政策提言に資するため、袋井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年袋井市条例第168号）に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

- 2 会派及び議員は、政務活動費を適正に使用するとともに、その使途の透明性を常に確

保しなければならない。

第3章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第8条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報の公開を積極的に行い、情報の共有化を図るとともに、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、市民、団体等との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策立案能力の向上を図るとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

5 議会は、議案に対する議員の賛否及び議決内容について定期的に公開するものとする。

6 議会は、議会だより、ホームページ等の多様な手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるよう、広報活動の充実に努めるものとする。

(会議の公開)

第9条 議会は、本会議、委員会その他別に定める会議を原則公開とする。

(議会報告会)

第10条 議会は、議会の活動状況を市民に報告するとともに、市政の諸課題に対処するため、市民及び議員が意見及び情報を交換する議会報告会を開催するものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(議会及び議員と市長等との関係)

第11条 議会は、議会審議において、議員と市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、議員は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 議員は、市長等に対して、会派を代表して質問を行うことができる。

4 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、議員からの質問に対して反問することができる。

5 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言

の取消しを勧告することができる。

- 6 議会は、本会議又は委員会において可決した附帯決議について、市長等に対し最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告するよう求めるものとする。

(政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、論点を整理し、政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及びその理由
- (2) 総合計画等との整合性
- (3) 政策等の実施に係る財源措置
- (4) 政策等の実施に係る将来にわたるコスト計算
- (5) 政策等の実施に伴う効果予測

(議決事件の追加)

第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により議会の議決事件を追加するものとする。

- 2 前項の議会の議決事件については、袋井市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年袋井市条例第15号）の定めるところによる。

第5章 議員間討議

(議員間討議)

第14条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員間における自由な討議に努めるものとする。

- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成に努め、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案、政策提言等を行うものとする。

第6章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(政治倫理)

第15条 議員は、市民の代表として政治倫理の向上に努めるとともに、良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

- 2 議員は、その品位を損なうような行為を慎むとともに、その職務に関し疑惑を招くおそれのある行為をしてはならない。

(議員定数)

第16条 議員定数は、第2条に定める議会の活動原則に沿った議会としての権能を果たすことを基本とし、袋井市議会の議員の定数を定める条例（平成20年袋井市条例第20号）の定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、今後の予測等を十分に考慮するとともに、市民の意見を反映して決定するものとする。

（議員報酬）

第17条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動に対するものであることを基本とし、袋井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年袋井市条例第33号）の定めるところによる。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、袋井市特別職報酬等審議会条例（平成17年袋井市条例第37号）に定める袋井市特別職報酬等審議会の意見のほか、市政の現状及び課題、今後の予測等を十分に考慮するとともに、市民の意見を反映して決定するものとする。

第7章 議会事務局の体制整備等

（議会事務局）

第18条 議会事務局は、議長の指揮監督の下、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努めるものとする。

2 議長は、議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の充実に努めるものとする。

（議会図書室）

第19条 議会は、議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能の充実に努めるとともに、一般の利用に供するものとする。

第8章 最高規範性及び条例の見直し手続

（最高規範性）

第20条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

（条例の見直し手続）

第21条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において2年ごとに検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認める場合は、この条例の改正

を含めた適切な措置を速やかに講ずるものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

第9章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。